

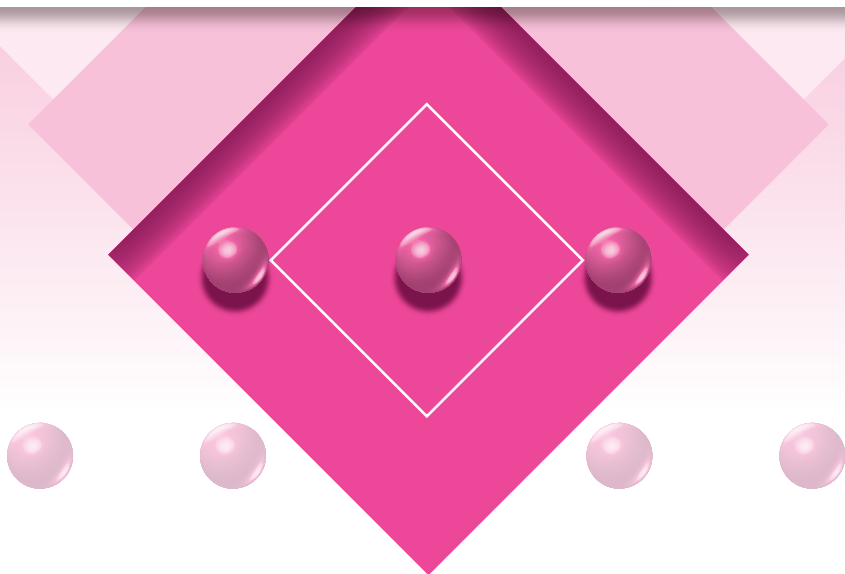
速報

消費税率引上げ再延期!!

平成28年秋

税制改正

のポイント





はしがき

平成28年6月1日、第190回通常国会が終了した直後に、安倍総理が消費税率を10%に引き上げる時期を2年6か月延期する旨を表明しました。その後、与党の税制調査会で議論を経て、8月2日に「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」が公表され、8月24日に同じ内容で閣議決定されました。そこでは、平成29年4月1日に予定していた消費税率10%への引上げ時期を平成31年10月1日に変更すると明記されています。なお、この「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」は、通常の年度改正における税制改正大綱に相当するものとなります。

今回の延期は、世界経済の不透明感が増す中、新たな危機に陥ることを回避するため、あらゆる政策を講ずることが必要となっていることがその理由とされています。また、引上げ時期が変更されたものの、成長と分配の好循環を実現しつつ、2020年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス）を黒字化する目標は堅持し、財政健全化を進めて市場や国際社会からの信頼を確保していくとともに、社会保障制度を次世代に引き渡す責任を果たすとされています。

消費税率の引上げと同時に導入されることとなっている軽減税率（複数税率）制度や税率の引上げによる景気の反動減対策等の施策については、その内容を維持しつつ、消費税率引上げ時期の変更にあわせて、導入時期を2年6か月延期することが基本となっています。

本冊子は、消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置及び関連する事項について、図表を用いて分かりやすく解説したものです。本冊子が経営者や実務家の方をはじめ、税務会計の実務に携わっている方々のお役に立つことができれば幸甚です。

目次

I

消費税率引上げ時期

2

- 1 消費税率10%（国・地方）への引上げ時期の変更等 2
- 2 消費税率10%（国・地方）への引上げ時期の変更等に伴う措置 … 2

II

住宅取得等に係る措置

7

- 1 住宅ローン控除等の拡充措置期間の延長 7
- 2 住宅取得資金贈与特例の拡充措置期間の変更等 10

III

地方法人課税の偏在是正

13

- 1 法人住民税法人税割の税率改正の実施時期の変更 13
- 2 地方法人税の税率改正の実施時期の変更 13
- 3 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の廃止時期の変更 13
- 4 法人事業税交付金制度の創設時期の変更等 13

IV

車体課税の見直し

14

- 耳より情報 軽減税率対策補助金制度の延長 15
- 参考 消費税率引上げ時期の変更に伴う対応について（一覧表） 16

（注）この冊子の内容は、「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」（平成28年8月2日、自由民主党・公明党。同年8月24日、閣議決定）によりますが、以後の法律改正等には十分ご注意ください。

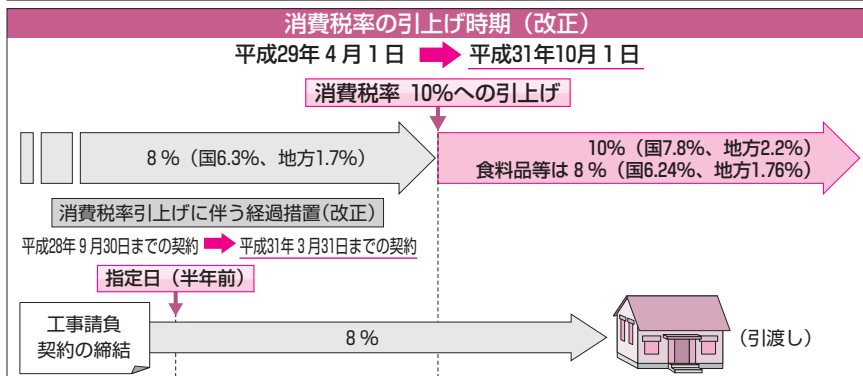
I

消費税率引上げ時期

1 消費税率10%（国・地方）への引上げ時期の変更等

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」について、次の措置が講じられます。

①	平成29年4月1日とされていた消費税率10%（国税部分7.8%・地方税部分2.2%）への引上げの施行日を平成31年10月1日とする。
②	消費税率の10%への引上げに係る適用税率の経過措置について、平成28年10月1日とされていた請負工事等に係る適用税率の経過措置（注）の指定日を平成31年4月1日とする等の改正を行う。



（注）請負工事等に係る適用税率の経過措置

消費税の納税義務は、取引の目的物の引渡し等があった時に発生するため、消費税率10%への引上げ日以後に引渡し等が行われた場合には、原則として、10%が適用されます。しかし、例えば、住宅工事などの請負については、契約から目的物の引渡しまでの期間が長期間に及ぶものも多く、途中で契約金額の改定を行うことが困難であることを考慮し、指定日（消費税率10%への引上げ日の半年前）の前日までに契約を締結している場合には、その引渡し消費税率10%への引上げ日以後となる場合でも8%を適用する経過措置が設けられています。

2 消費税率10%（国・地方）への引上げ時期の変更等に伴う措置

平成29年4月1日とされていた、飲食料品等の譲渡等に係る消費税率を8%（国・地方）とする消費税の軽減税率制度の導入時期が、平成31年10月1日に変更されます。

あわせて、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入時期や、税額計算の特例の導入時期等、その他関係する法整備についても、次の①～⑥のとおり変更されます。

なお、システムの整備が間に合わない場合を想定して、中小事業者以外の事業者についても、税額計算の特例が1年間適用可能とされていましたが、軽減税率制度の導入時期の変更を受けて、この特例は措置しないこととされます（下記②③表の「適用対象」「中小事業者以外の事業者」参照）。

中小事業者	基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者
中小事業者以外の事業者	基準期間における課税売上高が5,000万円超の事業者

① 消費税の軽減税率制度等の導入時期の変更

	平成28年【3月】改正		平成28年【秋】改正
消費税の軽減税率制度導入時期	平成29年4月1日	2 年 半 延 期	平成31年10月1日
適格請求書等保存方式の導入	平成33年4月1日		平成35年10月1日
適格請求書発行事業者の登録申請受付開始	平成31年4月1日		平成33年10月1日

② 売上税額の計算の特例の導入時期の変更等

平成28年【3月】改正			平成28年【秋】改正
● 売上税額の計算の特例の一覧			
区分	① 課税仕入れ（税込み）を税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む事業者 【小売等軽減仕入れ割合の特例】	② ①以外の事業者 【軽減売上割合の特例】	③ ①・②で使用する割合の計算が困難な事業者（注）
内容	卸売業・小売業に係る課税売上（税込み）に小売等軽減仕入れ割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の課税売上（税込み）とし、売上税額を計算する。 小売等軽減仕入れ割合 卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の課税仕入れ（税込み） = 卸売業・小売業に係る課税仕入れ（税込み）	課税売上（税込み）に軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の課税売上（税込み）とし、売上税額を計算する。 軽減売上割合 通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の課税売上（税込み） = 通常の連続する10営業日の課税売上（税込み）	①・②の計算において使用する割合に代えて50%を使用して、売上税額を計算する。 （注）主に軽減税率対象品目を販売する事業者が対象。
適用対象	中小事業者：以下の期間において行った課税資産の譲渡等 「平成29年4月1日」から「平成33年3月31日」までの期間 ※ ①については、簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。		「平成31年10月1日」から「平成35年9月30日」までの期間（注）
	中小事業者以外の事業者：以下の期間において行った課税資産の譲渡等 「平成29年4月1日」から「平成30年3月31日の属する課税期間の末日」までの期間		措置なし（廃止）

（注）【3月】改正も【秋】改正も、事業年度とは関係しない、1つの定まった期間です。

③ 仕入税額の計算の特例の適用時期の変更等

平成28年【3月】改正		平成28年【秋】改正
● 仕入税額の計算の特例の一覧		
区分	① 課税売上げ(税込み)を税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む事業者 【小売等軽減売上割合の特例】	同じ
内容	② ①以外の事業者 【簡易課税制度の届出の特例、準用する特例】	同じ
	● 中小事業者 簡易課税制度を適用する旨の届出書を提出した課税期間から簡易課税制度を適用できる。 ● 中小事業者以外の事業者 簡易課税制度に準じた計算を行う旨の届出書を提出した場合、当該届出書を提出した課税期間について簡易課税制度に準じた方法により仕入税額を計算できる。	措置なし(廃止)
適用対象	卸売業・小売業に係る課税仕入れ(税込み)に小売等軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の課税仕入れ(税込み)とし、仕入税額を計算する。 小売等軽減売上割合 $= \frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の課税売上げ(税込み)}}{\text{卸売業・小売業に係る課税売上げ(税込み)}}$	
	中小事業者： 以下の期間において行った課税仕入れ 「平成29年4月1日」から「平成30年3月31日の属する課税期間の末日」までの期間 ※ 簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。 中小事業者： 以下の課税期間に適用可能 「平成29年4月1日」から「平成30年3月31日までの日」の属する課税期間 ※ 届出書は平成29年1月1日から提出可能 中小事業者以外の事業者： 以下の期間において行った課税仕入れ 「平成29年4月1日」から「平成30年3月31日の属する課税期間の末日」までの期間	「平成31年10月1日」から「平成32年9月30日の属する課税期間の末日」までの期間 「平成31年10月1日から平成32年9月30日までの日」の属する課税期間 措置なし(廃止)

(②、③の図表は、「消費税の軽減税率制度に関するQ&A(制度概要編)」(国税庁消費税軽減税率制度対応室)を基に加工)

④ 免税事業者から行った課税仕入れに係る仕入税額控除の経過措置の適用期間の変更

事業者が国内において免税事業者から行った課税仕入れについて、その課税仕入れに係る支払対価の額に係る消費税相当額に一定割合を乗じた額を仕入税額として控除する経過措置の適用期間が、次のとおり変更されます。

また、免税事業者が平成35年10月1日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合に事業者免税点制度を適用しないこととする期間は、登録日からその課税期間の末日までの間とされます。

◆免税事業者から行った課税仕入れに係る仕入税額控除の経過措置の適用期間の変更

	平成28年【3月】改正		平成28年【秋】改正
80%仕入税額控除の適用期間	平成33年4月1日から平成36年3月31日までの期間	2 年 半 延 期	平成35年10月1日から平成38年9月30日までの期間
50%仕入税額控除の適用期間	平成36年4月1日から平成39年3月31日までの期間		平成38年10月1日から平成41年9月30日までの期間

⑤ 財源確保

消費税の軽減税率制度の導入に当たり安定的な恒久財源を確保するため歳入及び歳出における法制上の措置を講ずる時期が、平成30年度末までとされます。

◆財源確保の猶予期間の変更

	平成28年【3月】改正		平成28年【秋】改正
安定的な財源を確保するための法制上の措置を講ずる時期	平成28年度末まで	2 年 延 期	平成30年度末まで

⑥ 消費税の転嫁対策等

消費税転嫁対策特別措置法（消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法）の適用期限（平成30年9月30日）が、平成33年3月31日まで延長され、引続き消費税の円滑かつ適切な転嫁に向けて万全な対応を進めることとされます。この中で、消費者の利便性の確保の観点から総額表示義務が導入された経緯に留意しつつ、事業者の事務負担への配慮等の観点から、総額表示義務の特例^(注)についても延長されます。

(注) **総額表示義務の特例**……現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しない（税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならない）という特例です。

◆税額計算の方法及び特例の施行スケジュール

		平29.4(導入) ← 改正	4年間	平33.4 ← 改正	平36.4 ← 改正	平39.4 ← 改正
		平31.10(導入)		平35.10	平38.10	平41.10
		現行制度	区分記載請求書等保存方式	適格請求書等保存方式		
税額計算の方法	税込価格からの割戻し計算	現行どおり	・適格請求書の税額の積上げ計算 ・取引総額からの割戻し計算 のいずれかを選択			
請求書等の発行義務	請求書等の交付義務なし ※免税事業者も発行可	現行どおり	適格請求書の交付義務あり ※免税事業者は発行不可			
仕入税額控除の要件	請求書等の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除可	現行どおり	適格請求書の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除不可			
	買手が追記した区分記載請求書による仕入税額控除可		免税事業者からの仕入税額控除の特例 (80%控除) (50%控除)			
	せり売りなど代替発行された請求書による仕入税額控除可					
	中古品販売業者の消費者からの仕入れ等の仕入税額控除可					
税額計算の特例	売上税額の計算の特例		軽減税率対象売上のみなし計算(4年間)(注1)			
	仕入税額の計算の特例		軽減税率対象仕入のみなし計算(1年間)			
	簡易課税	現行どおり	見直し 簡易課税の事後選択(1年間)(注2)			
検証		検証	検証			

(注1) 中小事業者以外の事業者は、1年間の措置。

(注2) 中小事業者以外の事業者は、1年間の措置として、
簡易課税の準用及び事後選択・適用が可能。

平成28年[秋]改正で廃止

(平成28年度税制改正) 参考資料②-1「軽減税率制度の導入」(財務省資料)を基に加工

Ⅱ

住宅取得等に係る措置

1 住宅ローン控除等の拡充措置期間の延長

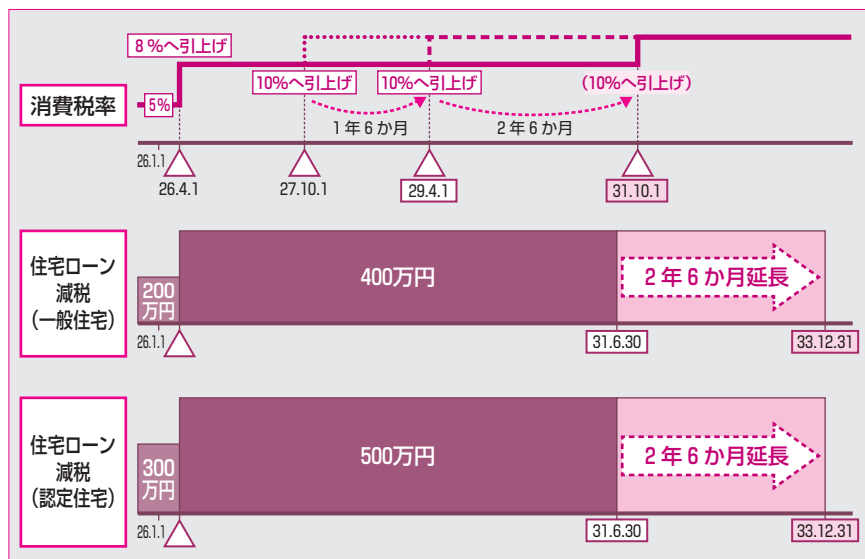
平成31年6月30日までとされていた住宅ローン控除（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除）等の拡充措置（次の①から⑥）について、消費税率10%への引上げ時期の変更を踏まえ、その適用期間が、平成33年12月31日まで延長されます。

（注）すまい給付金及び住まいの復興給付金についても、同様とされます。

	改正前		平成28年【秋】改正
住宅ローン控除等の拡充措置の適用期限	平成31年6月30日まで	2年半延長	平成33年12月31日まで

（注）個人住民税における住宅ローン控除の拡充措置（前年分の所得税の課税総所得金額等×7%（上限136,500円）を控除）についても同様に延長されます。

◆消費税率引上げ時期の変更を踏まえた住宅ローン減税等の延長



（財務省資料を基に加工）

Ⅱ

住宅取得等に係る措置

① 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

居 住 年	住宅借入金等の 年末残高の限度額	控除率	控除期間	各年の 控除限度額	最大控除 限度額
平成26年 4 月 1 日 ┆ <u>平成31年 6 月30日</u> ↳平成33年12月31日	4,000万円 (5,000万円)	1.0%	10年間	40万円 (50万円)	400万円 (500万円)

(注1) 上記は、住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が、8%又は10%である場合の住宅借入金等の年末残高の限度額等です。以下②～⑥において同じです。

(注2) 表中のかっこ内の金額は、認定住宅の場合の住宅借入金等の年末残高の限度額等です。

② 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例

居 住 年	特定増改築等 限度額	控除率	控除期間	各年の 控除限度額	最大控除 限度額
	1,000万円から特定 増改築等限度額を 控除した残額				
平成26年 4 月 1 日 ┆ <u>平成31年 6 月30日</u> ↳平成33年12月31日	250万円 (A)	2.0%	5 年間	12.5万円	62.5万円
	1,000万円 - (A)	1.0%	5 年間		

③ 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除

住宅耐震改修の完了年	耐震改修工事 限度額	控除率	最大控除 限度額
平成26年 4 月 1 日 ～ <u>平成31年 6 月30日</u> ↳平成33年12月31日	250万円	10%	25万円

④ 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除

【高齢者等居住改修工事等をした場合】

居 住 年	改修工事 限度額	控除率	最大控除 限度額
平成26年4月1日～平成31年6月30日 ↳平成33年12月31日	200万円	10%	20万円

【一般断熱改修工事等をした場合】

居 住 年	断熱改修工事 限度額	控除率	最大控除 限度額
平成26年4月1日～平成31年6月30日 ↳平成33年12月31日	250万円 (350万円)	10%	25万円 (35万円)

(注) 表中のかっこ内の金額は、併せて太陽光発電設備の設置工事を行う場合の断熱改修工事限度額又は最大控除限度額です。

【多世帯同居改修工事等をした場合】

居 住 年	多世帯同居 改修工事限度額	控除率	最大控除 限度額
平成28年4月1日～平成31年6月30日 ↳平成33年12月31日	250万円	10%	25万円

⑤ 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除

居 住 年	認定住宅の範囲	認定住宅限度額	控除率	最大控除 限度額
平成26年4月1日 } 平成31年6月30日 ↳平成33年12月31日	認定長期優良住宅 ・ 認定低炭素住宅	650万円	10%	65万円

⑥ 東日本大震災の被災者に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例

居 住 年	再建住宅に係る 住宅借入金等の 年末残高の限度額	控除率	控除期間	各年の 控除限度額	最大控除 限度額
平成26年4月1日 } 平成31年6月30日 ↳平成33年12月31日	5,000万円	1.2%	10年間	60万円	600万円

2 住宅取得資金贈与特例の拡充措置期間の変更等

(1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充措置期間の変更

消費税率引上げ時期の変更に伴い、反動減対策として非課税枠を上乗せする期間が2年半延期されます。また、現行の1,200万円の非課税枠が2年半延長されるとともに、段階的に縮小する期間も2年半延期されます。

具体的には、その非課税限度額に係る住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間が、それぞれ、次のとおり変更されます。

① その住宅用家屋の取得等に消費税率10%が適用される場合

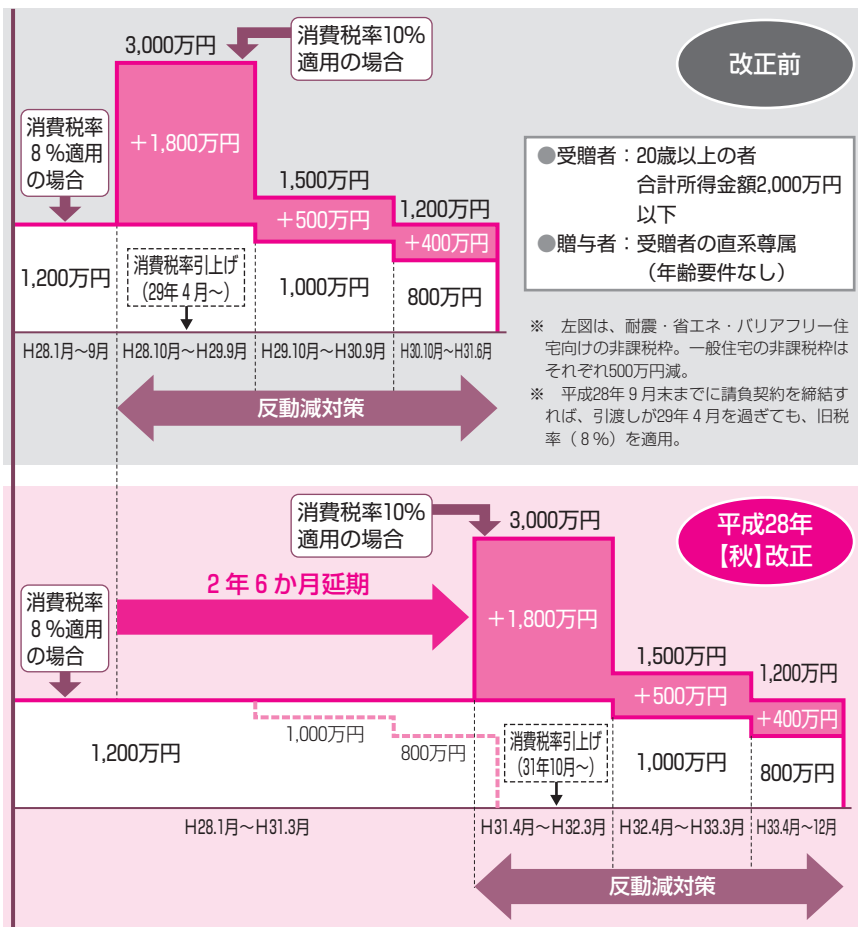
住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間		良質な住宅用家屋 (耐震、省エネ又はバリアフリー)	左記以外の 住宅用家屋
改正前	平成28年【秋】改正		
平成28年10月1日 ～平成29年9月30日	平成31年4月1日 ～平成32年3月31日	3,000万円	2,500万円
平成29年10月1日 ～平成30年9月30日	平成32年4月1日 ～平成33年3月31日	1,500万円	1,000万円
平成30年10月1日 ～平成31年6月30日	平成33年4月1日 ～平成33年12月31日	1,200万円	700万円

② ①以外の場合（消費税率8%が適用される場合や個人間売買により中古住宅を取得した場合）

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間		良質な住宅用家屋 (耐震、省エネ又はバリアフリー)	左記以外の 住宅用家屋
改正前	平成28年【秋】改正		
平成27年1月1日 ～平成27年12月31日	平成27年1月1日 ～平成27年12月31日	1,500万円	1,000万円
平成28年1月1日 ～平成29年9月30日	平成28年1月1日 ～平成32年3月31日	1,200万円	700万円
平成29年10月1日 ～平成30年9月30日	平成32年4月1日 ～平成33年3月31日	1,000万円	500万円
平成30年10月1日 ～平成31年6月30日	平成33年4月1日 ～平成33年12月31日	800万円	300万円

◇消費税率引上げ時期の変更に伴う住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の対応

消費税率引上げ時期の変更に伴い、反動減対策として非課税枠を上乗せる期間を2年半延期。また、現行1,200万円の非課税枠を2年半延長するとともに、段階的に縮小させる期間も2年半延期。



(注1) 東日本大震災の被災者に係る非課税枠は、33年12月末まで延長。耐震・省エネ・バリアフリー住宅：1,500万円、一般住宅：1,000万円。ただし、消費税率10%が適用される住宅購入者の31年4月から32年3月末までの非課税枠については、耐震・省エネ・バリアフリー住宅：3,000万円、一般住宅：2,500万円。

(注2) 住宅取得等資金に係る相続時精算課税の特例(贈与者の年齢が60歳未満の場合でも相続時精算課税の適用が可能)についても、33年12月末まで延長。

(財務省資料を基に加工)

(※) 東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置については、次のとおりです。

① その住宅用家屋の取得等に消費税率10%が適用される場合

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間		良質な住宅用家屋 (耐震、省エネ又はバリアフリー)	左記以外の 住宅用家屋
改正前	平成28年[秋]改正		
平成28年10月1日 ～平成29年9月30日	平成31年4月1日 ～平成32年3月31日	3,000万円	2,500万円
平成29年10月1日 ～平成31年6月30日	平成32年4月1日 ～平成33年12月31日	1,500万円	1,000万円

② ①以外の場合（消費税率8%が適用される場合や個人間売買により中古住宅を取得した場合）

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間		良質な住宅用家屋 (耐震、省エネ又はバリアフリー)	左記以外の 住宅用家屋
改正前	平成28年[秋]改正		
平成27年1月1日 ～平成31年6月30日	平成27年1月1日 ～平成33年12月31日	1,500万円	1,000万円

(2) 住宅取得等資金贈与に係る相続時精算課税制度の特例の延長

平成31年6月30日とされていた、特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例の適用期限が、平成33年12月31日まで2年半延長されます。

Ⅲ

地方法人課税の偏在是正

1 法人住民税法人税割の税率改正の実施時期の変更

平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用されることとなっていた法人住民税法人税割の税率の適用時期が、2年6か月延期されます。

平成28年【3月】改正				平成28年【秋】改正	
	改 正 前		改 正 後 (平成29年4月1日 以後開始事業年度～)		(平成31年10月1日 以後開始事業年度～)
	標準税率	制限税率	標準税率	制限税率	
道府県民税法人税割	3.2%	4.2%	1.0%	2.0%	
市町村民税法人税割	9.7%	12.1%	6.0%	8.4%	

2 地方法人税の税率改正の実施時期の変更

地方法人税の税率は、平成28年3月改正で、平成29年4月1日以後開始する事業年度から、4.4%から10.3%へ引き上げることとされましたが、今回の改正により、この適用時期が、平成31年10月1日以後開始する事業年度からに変更されます。

3 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の廃止時期の変更

- ① 地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元は、平成28年3月改正で、平成29年4月1日以後開始する事業年度からとされましたが、今回の改正により、この適用時期が、平成31年10月1日以後開始する事業年度からに変更されます。
- ② 地方法人特別譲与税は、平成28年3月改正で、平成30年8月譲与分をもって廃止されることとされましたが、今回の改正により、平成33年2月譲与分をもって廃止することとされました。

4 法人事業税交付金制度の創設時期の変更等

平成28年3月改正において、平成29年度から創設することとされた法人事業税交付金制度は、今回の改正により、平成31年10月1日から創設されることに変更されます。

Ⅲ

地方法人課税の偏在是正

IV

車体課税の見直し

平成29年4月1日とされていた、自動車取得税の廃止時期並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期が、それぞれ平成31年10月1日に変更されます。

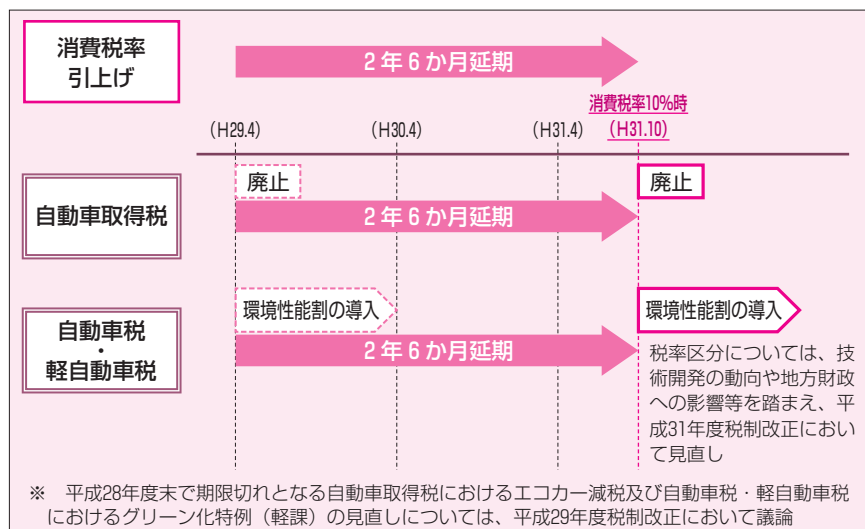
環境性能割の税率区分等については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、平成31年度税制改正において見直しが行われ、必要な法制上の措置が講じられます。

◇自動車取得税の廃止時期並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期の変更

	平成28年【3月】改正		平成28年【秋】改正
自動車取得税の廃止	平成29年4月1日	2 年 半 延 期	平成31年10月1日
自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入	平成29年4月1日		平成31年10月1日

(注) 環境性能割の税率区分等については、平成31年度税制改正において見直し。

◇車体課税の見直し時期



(財務省資料を基に加工)

軽減税率対策補助金制度の延長

消費税の軽減税率（複数税率）制度への対応が必要となる中小企業・小規模事業者が、複数税率に対応したレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助するための政府予算が計上されていました。この軽減税率対策補助金制度については、消費税率の引上げの延期にあわせて、継続されることとなっています。

◇消費税軽減税率対策予算（平成27年度予備費・補正予算）

消費税軽減税率への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう以下の支援を行うための予算を計上。

1. 中小の小売事業者等に対するレジの導入・システム改修等支援（予備費996億円）

小売段階の支援

複数税率対応レジの導入等支援

対象者：

複数税率に対応して区分経理等を行う必要がある中小の小売事業者等（複数税率対応レジを持たない者に限る）

補助率：原則 2/3

※ 3万円未満のレジ購入の場合 3/4補助

補助上限：1台あたり20万円

※ 商品マスタの設定が必要な場合には上記にプラス20万円で上限40万円

流通段階の支援

受発注システムの改修等支援

対象者：

軽減税率制度の導入に伴い電子的に受発注を行うシステムの改修等を行う必要がある中小の小売事業者、卸売事業者等

補助率：2/3

補助上限：1,000万円（小売事業者）
150万円（卸売事業者等）

※ 補助事業を超える分について、日本政策金融公庫等の低利融資が利用可能（基準金利よりも0.9%低い「特別利率③」が適用）

スキーム



2. 中小企業団体等の小売事業者への周知や対応サポート体制の整備（補正予算170億円）

制度の周知及び対応の促進、相談窓口の設置、講習会の実施、巡回指導・専門家派遣等

（経済産業省資料を基に作成）

参考 消費税率引上げ時期の変更に伴う対応について（一覧表）

	改正前	平成28年[秋]改正
税率引上げ関係	① 税率引上げ時期：平成29年 4 月 1 日（税制抜本改革法で規定） ② 請負契約等に係る経過措置の指定日：平成28年10月 1 日	① 平成29年 4 月 1 日 ⇒平成31年10月 1 日 ② 平成28年10月 1 日 ⇒平成31年 4 月 1 日
軽減税率関係	① 軽減税率導入時期：平成29年 4 月 1 日 ② 適格請求書等保存方式の導入時期：平成33年 4 月 1 日 ③ 税額計算の特例の適用期間 ○ 売上税額の計算の特例（中小事業者向け）：4 年（平成29年 4 月～平成33年 3 月末） ○ 仕入税額の計算の特例（中小事業者向け）：1 年（平成29年 4 月～平成30年 3 月末） ※簡易課税の事後選択を含む ○ 大規模事業者にも同様の特例を1年間	① 平成29年 4 月 1 日 ⇒平成31年10月 1 日 ② 平成33年 4 月 1 日 ⇒平成35年10月 1 日 ③ 税額計算の特例の適用期間 ⇒売上税額の計算の特例（中小事業者向け）：4 年（平成31年10月～平成35年 9 月末） ⇒仕入税額の計算の特例（中小事業者向け）：1 年（平成31年10月～平成32年 9 月末） ※簡易課税の事後選択を含む ⇒大規模事業者には措置しないこととする
軽減税率財源確保関係	○ 平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保	○ 平成28年度末までに ⇒平成30年度末までに
転嫁対策	○ 消費税転嫁対策特別措置法の適用期限：平成30年 9 月30日	○ 平成30年 9 月30日 ⇒平成33年 3 月31日
住宅ローン減税	○ 住宅ローン減税（10年間合計で最大500万円の税額控除）等の適用期限：平成31年 6 月30日	○ 平成31年 6 月30日 ⇒平成33年12月31日
住宅取得資金贈与	○ 親、祖父母等から住宅購入資金の贈与を受けた場合、現行では最大1,200万円非課税（平成31年 6 月末までに段階的に縮小） ○ 更に、反動減対策として、平成28年10月以降、新税率（10%）が適用される住宅については、非課税枠を上乗せし、3,000万円まで拡大（平成31年 6 月末まで段階的に縮小）	○ 「非課税枠」の適用期限： 平成31年 6 月30日 ⇒平成33年12月31日 （現行1,200万円の非課税枠を2年半延長し、段階的に縮小させる期間も2年半延期） ○ 「上乗せ非課税枠」の適用期間： 平成28年10月 1 日 ～平成31年 6 月末 ⇒平成31年 4 月 1 日 ～平成33年12月31日
車体課税の見直し	○ 平成29年 4 月より、自動車取得税（地方税）の廃止と環境性能割（地方税）の導入	○ 平成29年 4 月 1 日 ⇒平成31年10月 1 日
地方法人課税の偏在是正	○ 平成29年 4 月より、法人住民税法人税割の税率引下げ、地方法人税の税率引下げ、地方法人特別税・譲与税の廃止等	○ 平成29年 4 月 1 日 ⇒平成31年10月 1 日

（財務省資料を基に作成）

監修	税理士 杉田宗久
執筆	税理士 上西左大信、税理士 佐藤善恵
企画・制作	清文社